

三総第 262 号の 2
令和 5 年 1 2 月 8 日

兵庫県地域人権運動連合
議長 [REDACTED] 様
丹有地域人権運動連合会
会長 [REDACTED] 様
丹有地域人権運動連合会 三田支部
支部長 [REDACTED] 様

三田市長 田村 克也



憲法と地方自治の原則通りの市民施策の充実と「同和行政」の完全終結を求める
要求書について (回答)

寒冷の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 9 月 28 日受付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。なお、学校教育部にかかる質問につきましては、教育委員会から取り寄せた回答となります。

記

1. 「核兵器は悪」とする核兵器禁止条約 (2017 年国連で採択) が 2021 年 1 月 22 日に発効しました。7 月 6 日現在、署名 92 カ国、批准 68 カ国に到達しています。ところが、日本政府は日本が唯一の被爆国であるにもかかわらず、世界の趨勢に逆行して条約批准に背を向ける態度を取り続けています。5 月被爆地・広島で行われた G 7 による「G 7 広島ビジョン」では、核兵器による威嚇により他国を押さえつける「核抑止力」論を唱え、被爆者をはじめ全世界の人々から失望と批判が巻き起こりました。三田市として独自に「核兵器禁止条約」の早期批准を国に要請すること。また、戦争は人権破壊の最たるものです。「憲法 9 条改憲」問題に関して、三田市は、違憲立法である「安保法制」(戦争法)は廃止すべきこと、また戦争放棄を謳った憲法 9 条は遵守することを市民に表明するとともに、国に対しては「9 条遵守」を要請すること。(人権共生推進課回答)

国への要請につきましては、引き続き、三田市が加盟している「平和首長会議」を通じて、核兵器禁止条約の署名・批准について要請してまいります。

憲法 9 条につきましては、日本国憲法の基本原理である恒久平和の理念をしっかりと守っていくことを前提に、三田市の平和施策を推進してまいります。

なお、安保法制などの法としての判断は、国会や司法の場で審議、判断されるべき問題であると考えております。

2. コロナ禍が続く中、全ての市民に対し憲法を生かし基本的人権を保障する立場から、市民の命と健康を守り、生活・生業を保障し、その向上に資する施策を実施すること。
(1) 「地域医療の充実化」(市民病院神戸移転、白紙撤回)を重点公約に掲げられました。
①公約でも「統合計画を見直し、『地域医療市民会議』創設」を言われ、また、三田市

議会（9月6日）でも「『地域医療市民会議』を開催し、市民の意見を聞く」と答弁されました。「地域医療市民会議」はどのような組織を予定されているのか明らかにすること、同時に、市民の多様な意見を集約している「XXXXXXXXXX」の代表を入れること（地域医療推進課回答）

昨年度に「三田・北神地域の急性期医療の確保に関する基本構想」を策定する際、三田市政への市民参加条例に基づく市民の意見を聴く手続きとして、市民意見交換会とパブリックコメントを実施いたしました。しかしながら、市民の皆さまに十分な理解が得られていないことから、地域医療市民会議につきましては、昨年度、実施いたしました市民意見交換会の補完的な意味合いとして、市長自らが市民の皆さまの意見を直接聴く機会として、三田市内9か所の市民センター等で10日間の日程で開催するものです。

②市民の意見をもとに、三田市民病院の今後のあり方を決めるため、「住民投票条例」案を議会に提案すること。（地域医療推進課回答）

地域医療市民会議を開催し、必要な情報を発信し、しっかりと市民の皆さまの声を聴きしうえで、市民病院の再編統合について適切に判断してまいります。

③三田市議会での答弁では、「医師の働き方改革の影響」と「24時間救急（受け入れ）を維持することが困難」とされた（『毎日新聞』報道）が、これは、次元の異なる問題であり、別々に対応して解決を図ること。（地域医療推進課回答）

三田市民病院の24時間救急に関しましては、現在の小児科の診療体制では、救急はもとより、このままでは産科への対応も困難となり、三田市民病院での出産ができなくなる恐れがあると認識しております。また、新たな救急医の確保も難しく、この状態が続けば24時間救急を維持することが困難になると懸念しております。また、医師の働き方改革につきましては、令和6年度から始まりますが、この新制度は、医師個人の負担を軽減し、健康に働き続けることができる環境を整備していくことが、市民の皆さまや利用者に提供される医療の質と安全の確保につながるるとともに、持続可能な地域医療提供体制を維持していく上で重要となっております。

三田市民病院におきましても、働き方改革へ適切に取り組まなければ、十分な医師を安定的に確保し続けることが困難となり、新専門医制度や施設の老朽化といった他の課題も踏まえますと、このままでは急性期医療を将来に亘って守り続けることが極めて困難な状況であるということに大きな危機感を持っております。

④コロナ禍で必要性が浮き彫りになった保健所の設置指針の見直しを県と国に要請すること。（健康増進課回答）

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国において、関連する法律や指針が改正され、広域的な感染症のまん延に備えた人材の活用や人材育成のための取り組み、市町村や関係団体などとの連携強化等、保健所の健康危機管理体制について整備がすすめられているところです。

三田市としましては、国、県の動向を注視しつつ、保健所と連携しながら、保健・福祉サービスを一体的に実施するとともに、市民の安心・安全を一層推進するよう努めてまいります。

(2) 教育問題に関する課題について

- ①全国的（兵庫県でも）に「教員未配置」（教員欠員）問題が大きな社会問題になっています。昨年度の回答で、三田市でも「残念ながら未配置が発生しています」とされました。本年度4月からの実態を明らかにすること。また、具体的な解決策を明らかにすること。（教育総務課回答）

三田市におきましては、本年度4月始業日時点で未配置はありませんでした。その後、産休や育休、病休等により代替教職員が必要となった場合は、県の阪神教育事務所や市の広報、ホームページでの募集をはじめ、電子申請の活用、過去に任用した臨時講師や退職者に対する電話勧奨、他市町との情報交換等、随時、人材募集に取組み、未配置の解消に向けて努めているところです。

また、今年度から臨時講師を確保するために、臨時講師の希望者を対象とした説明会を行います。

今後も、教育活動に影響が及ばないように、学校と連携し取り組んでまいります。

- ②父母や地域住民が要請しているように、中学校や市立幼稚園の統廃合計画を撤回すること。同時に市立の保育所を増設すること。公約の「元気な三田を取り戻す」ためにも必要です。学校や園を統廃合すると一層若い世代が三田市を敬遠し、高齢化や人口減に拍車がかかることとなります。（学校再編課、幼児教育振興課回答）

中学校の計画（上野台・八景中学校の再編統合）は、両校区の地域、保護者の代表等で組織する地域協議会で議論させていただいた結果であり、既に適正な手続きに基づいて三田市として正式に決定しており、撤回することはありません。両校の早期の再編実現に向けて一つずつ取り組みを進めてまいります。

学校は、学習の場であるとともに、対人関係においてお互いの考えや意見をスムーズに伝えていくためのコミュニケーション能力や、人間関係における調整能力を身に付けていく大切な出会いの場になります。学校において、多様な出会いの場を確保し、学習活動や部活動など、あらゆる場面において、様々な選択が可能となる環境を整えていくことが大変重要であると考えております。

このような学校で、将来にわたり安心して子どもを育てられる環境をどの地域においても整えていくことにより、その地域に住む方も、移住して来られる方も、安心して通える学校を実現していくことで、より一層、まちの魅力を高めていくことができると考えております。

また、市立保育所の増設につきましては、民間の保育施設との連携により必要な保育量が確保できていることから、増設する予定はありません。

市立幼稚園の統廃合につきましては、少子化や保育ニーズの多様化により園児数が減少しており、幼児期における集団での生活を通じた豊かな学びを保障することが困難になりつつあることから、「三田市立幼稚園再編計画」を策定いたしました。この計画は、農村地域の幼稚園を再編し、認定こども園化することにより、集団規模を確保することによる子どもの学びと育ちの充実と子育て世帯への支援を図ることとしております。この計画を進めていくことで、今後も子育て世帯の保育ニーズに適切に対応するとともに、子どもたちの健やかな学びや育ちを支援してまいります。

- ③「子育てのまち三田の復活」を公約に掲げられ、「こども医療費の18歳以下完全無償化」「中学校給食費無償化」を言われました。三田市議会では、来年度からの実施を

表明されましたが、必ず実現するように配慮すること。
ること。(国保医療課、学校給食課回答)

高校生期までの医療費の無料化につきましては、多額の経常的経費が必要となることから、将来に負担を残すことのない持続可能な制度となるよう、令和6年度中の実施を目指し、今後の受診状況の推移や環境の変化にも留意しながら事業費の精査を行い、財源も含めて検討を進めてまいります。

中学校給食費につきましては、持続可能な制度となるように、この財源を確保するため、歳出抑制にも努める中で、次年度予算編成までにロードマップを検討いたします。

- (3) 「高齢者や障害者にやさしいまちの実現」「公共交通機関整備・充実」を公約にされ、「コミュニティバスの導入」や「市民の声を聞いたインフラ整備(エスカレーターの設置など)」を言われました。具体的なスケジュールを明らかにすること。

(交通まちづくり課回答)

コミュニティバスの導入につきましては、既存のバス路線を下支えし、地域住民の移動を確保するため、有償運送サービスとして道路運送法第79条に規定する交通空白地有償運送事業を令和3年7月より実施しており、現在、2地区で導入をしております。

今後も交通に課題を抱える地域と協議を行い、その地域にあった地域内交通の検討を行ってまいります。

インフラ整備につきましては、新三田駅のエスカレーター設置を平成28年度以降、毎年JR西日本に要望をあげておりますが、「新三田駅はバリアフリーとして整備済みであり、現時点ではエスカレーター設置計画は無い」との見解を示されております。しかしながら、全ての方々が安心して利用できるよう、粘り強く要望してまいります。

3. 多くの市民や私たち人権連が反対した「三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例」(略称「人権・共生条例」)が昨年4月から施行されました。この条例は、三田市民の人権に対する高い認識から立法事実がないにも関わらず、

多くの誤りを内在しています。これまで、懇談会・交渉の場でも指摘したように、憲法の人権概念や基本的人権を侵害し地方自治法に反する内容であり、廃止すること。(人権共生推進課回答)

この条例は、現在の社会情勢を踏まえ、今後、積極的に対策を取らなければ様々な人権侵害や生きづらさを感じる人が増えてくる可能性があることから、このような状況を将来にわたって生じさせないよう、市民、事業者、行政が一緒になって、あらゆる人権に関する課題解決に向けた取り組みの方向性を示し、個々の施策を推進していく環境を整え、市民が互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、共に支え合うことにより、人権侵害のない社会をつくり、全ての人が自分らしく生きることができる共生社会を実現することを目的としており、憲法や法に反するものではないと考えております。

4. 人権・同和行政の施策について(人権共生推進課回答)

- (1) 「解放学級」は特別法失効後もなお今日、「同和地区」の線引きを残し部落問題解決に逆行する事業です。そのうえ、市単事業であり、即刻廃止すること。

① 昨年の回答で、「5学級(小学校3、中学校2)での実施」とされました。従前に比べ、半数になりました。現在の実態を明らかにするとともに、一部地域の実施にもなっているので廃止すること。昨年の回答で、「解放学級は、児童生徒が将来、『差

別を受ける』或いは『差別に出会う』という場面に遭遇した時に、『差別を見抜き、それにどう対応すべきか』を自分で考えて仲間とともに行動できる力をつける目的で実施」とされているが、その目的が誤っています。

令和4年度は、5学級（小学校3、中学校2）で運営し、令和5年度の学級数も5学級（小学校3、中学校2）で運営しております。

解放学級は、児童生徒が将来、「差別を受ける」、あるいは「差別に出会う」という場面に遭遇した時に、「差別を見抜き、それにどう対応すべきか」を自分で考えて仲間とともに行動できる力をつける目的で実施しております。それを支える地域住民や保護者もまた、自身がつらい体験をしており、同じ思いを子どもにさせたくないという思いで解放学級を捉えております。よって、これらの差別がある限り、この事業を継続していく必要があると考えております。

②「解放学級」に関する次の資料を提出すること。

- 「解放学級実施要項」
- 「解放学級事業実績報告書」「活動日誌」
- 「運営委員会」の構成と役職、部落解放同盟の参加の有無
地域住民と教員の参加の有無が明確になる形式で提出すること。
- 生徒募集資料
- 謝金対象者の重複度とその確認方法、指導内容
昨年度の公表資料では、一部地域のみで謝金が支払われています。その理由と指導実績を明らかにすること。
- 教職員の勤務形態「専免」の実態と確認
私たちが従来から指摘した不正な「専免」は、昨年廃止されたと回答されているが、「専免要項」も変更になっているのか、明らかにすること。
資料につきましては、既に提出させていただいたとおりです。

(2) 昨年度のインターネット・モニタリングの結果と「書き込み」に対する三田市の対応（削除対象や削除依頼の件数）や指導の具体的な内容と結果を明らかにすること。

令和4年度のモニタリングにつきましては、毎週月・金曜日を基本に、69回のモニタリングを実施いたしました。結果としては、個別、具体的に個人等を特定するものが、4件あり、削除要請の結果、1件が削除されております。

(3) 昨年度の「総合相談窓口」での相談結果を明らかにすること。

相談結果につきましては、相談総数が267件となっております。相談内容の内訳は、部落差別に関するものが0件、女性に関するものが3件、子どもに関するものが1件、疾病に関するものが3件、高齢者に関するものが2件、障害のある人に関するものが1件、外国人の人権問題2件、その他人権問題が196件、学習相談が59件となっております。

(4) 2002年の「同和に関する法律」＜「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（「地対財特法」）＞の終了を踏まえ、「同和地区（被差別部落）」や「同和地区（被差別部落）住民や出身者」が存在しないことを積極的に広報すること。これに対して、これまでの回答では、「三田市では、『同和地区』と呼ぶ地域や『同和地区

住民』と呼ぶ住民はありませんので、広報等を行うことは考えておりません。」としているが、三田市では、解放学級を実施しているのはどのような地域を指定しているのか、それは、何を基準にそう判断しているのかを明らかにすること。三田市での部落差別の現状を明らかにするとともに、部落差別をどのように解決していくのか道筋を明らかにすること。

三田市は、同和対策審議会答申を受け、同和対策事業特別措置法、地域改善対策特別措置法、さらには地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の定めるところにより地域改善対策を講じてきました。

これにより生活環境等の安定・向上が阻害されている地域に見られた生活環境等の劣悪な実態は大きく改善されたものの依然として心理的差別が根強く残るなど人権教育・啓発の課題があるとして人権教育啓発推進法、そして部落差別解消推進法に基づき同和問題の解決に向けて取り組みを行ってきました。

部落差別を理由とする誹謗中傷行為、差別助長行為、忌避意識など差別の現実がある限り、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、地域の実情に応じた対策を講ずるよう努めてまいります。

5. 12月の人権週間実施の「三田市人権と共生社会を考える市民のつどい」について

(1) 教員と市職員の参加に係わる「通知」(休日に参加要請)は強制であり、職務命令であるので廃止すること。昨年の回答で、「あくまで自主参加の人権研修の機会として周知のために通知」とされたが、文面はそうなっていない。(人事課、学校教育課、人権共生推進課回答)

「人権と共生社会を考える市民のつどい」につきましては、資質向上のための機会として、学校長宛事務連絡にて各学校での周知を依頼しているところです。教職員に対して本つどいへの参加を強制するものではないことをご理解いただきますようお願い申し上げます。また、職員に対しては自主参加の人権研修という取扱いとして通知しております。

三田市は、総合計画に基づき、共生社会の実現を目指して、人権・共生のまちづくりの取り組みを進めております。市政のあらゆる分野において全ての人の人権を尊重し、差別をはじめとする人権侵害を解消していくためには、必要な施策を推進できる職員の育成が必要です。また、多様性や共生社会に対する市民や事業者等の理解が深まるよう、教育や啓発を実施していくためには、職員や教職員が率先して学びを深め、誰一人取り残さない視点で地域社会づくりを支援していく事が大切であると考えております。

(2) そのプログラムにおいて、各種の表彰や人権作文発表などと「人権・共生に関する講演」とは分離すること。参加が「自由意志」なのにこれでは一体になって強制になっています。昨年の回答では、「前半が表彰・作文発表、後半が講演と分けて構成しており、参加者の意志によって自由に参加できるものとなっております。」とされているが、それならば、参加自由を会場で公表されているのか明らかにすること。(人権共生推進課回答)

12月の人権週間に8月の人権のまちづくり推進月間に取り組んだ内容を表彰することにつきましては、子どもたちの人権標語や人権作文などを通じて人権を学ぶ良い機会であると考えております。

また、「三田市人権と共生社会を考える市民のつどい」につきましては、三田市人権

施策基本方針に定める分野別施策を中心とした様々な人権課題を取り上げ、今後においても、この人権週間にあわせて効果的に開催し、更なる人権教育・啓発に取り組んでまいります。

プログラムにつきましては、前半が表彰・作文発表、後半が講演と分けて構成しており、参加者の意思によって自由に参加できるものとなっております。

6. 民間組織である「三田市人権を考える会」について（人権共生推進課回答）

- (1) 事務局を人権共生推進課の職員が担当することを中止すること。民間団体の事務局を担当している理由を明らかにすること。財政と事務局の丸抱え組織が、三田市に有るか明らかにすること。
- (2) 「三田市人権を考える会」の運営資金について、昨年度の実績を明らかにすること。「補助金」でなく丸抱えの「運営資金」が提供されています。廃止すること。
- (3) 昨年の回答では、「今後においても全市的な取り組みを進めていくことが必要であると考えています」としているが、行政と民間組織では、同じ「啓発活動」でも役割が異なるので、それぞれが、別々に実施すればよい。丹有人権連も参加する、「2・11人権と民主主義を考える丹有研究集会」実行委員会は、自主的な組織としては、丹有地域における最大の組織であるが、独自に研究集会や「学習・討論会」等を実施しています。

三田市人権を考える会は、これまで人権を啓発・推進する市内最大の活動団体として、様々な組織や団体、個人により構成され、人権の啓発・推進活動を進めてきました。今後においても全市的な取り組みを進めていくことが必要であると考えております。ご指摘内容については、ご意見として今後の参考とさせていただきます。

三田市が事務局を担っている団体については、三田市オンブズパーソン平成27年度活動状況報告書[平成27年4月1日～平成28年3月31日]自己発意第1号調査別表に掲載されている組織となります。また、財政支援を受けている組織は、令和5年度補助金等点検一覧表のとおりとなっております、ともにホームページに掲載しております。

<問い合わせ>

経営管理部行政管理室総務課（TEL 079-559-5035）

※回答させていただいた内容に質問等がございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。